

政務活動費の運用指針の改正について
(令和4年3月改正箇所：令和4年度から適用)

1 押印欄の見直し

【第1章】

- ・ 5 (1) (2) 内の決裁イメージの押印欄を変更 (P8)

③支出決定者 (会派代表者)	②経理責任者 (会計担当役員)	①事業実施者 (会派又は議員)
押印	押印	押印

上記の改正に合わせて、該当する様式の押印欄をすべて変更

2 支出伝票に添付する書類の見直し

【第2章】

- ・ 5 支出証拠書類一覧内の「支出の内容を明らかにした書面」を変更 (P18)

支出の内容	該当する区分	支出の内容を明らかにした書面等 (記載なき場合も、請求書、納品書、領収書等は必須書類である)	事前	事後
文具等消耗品費	資料作成費 事務費	・品名並びに単価及び数量が記入された納品書等 (販売価格と納入価格がわかる資料)	—	○
人件費	人件費	・履歴書、契約書案(雇用条件がわかるもの) ・雇用契約書(雇用通知書)、領収書等 ・給与支払事務所等の開設届出書の写し又は 法人番号指定通知書の写し ・雇用保険適用事業所設置届事業主控の写し	○ ○ ○	○

3 通信費

【第3章】

- ・ 6 通信運搬費【通信費】を下記に変更 (P43)

- ・ 政務活動費から支出できる通信費は次のとおりとする。
 - ① 会派控室に引かれたインターネット使用回線及び固定電話に係る通信費
 - ② 市から貸与されたタブレット端末に係る通信費

4 立替払による支出

【第4章】

・ 1 (7) エ (イ) を下記に変更 (P49)

(イ) 立替払をした議員は、領収書、請求書、納品書等（自宅での新聞購読料が口座振替になっている場合は、通帳の表紙（議員本人の口座だと確認ができるもの）及び通帳の該当箇所の写し）を整備し、支出決定者及び経理責任者に提出し、支出決定者及び経理責任者等が、会派として、領収書、請求書、納品書等証拠書類を確認した上で、立替払をした議員に政務活動費を支出する。

※その他 「新・運用指針(平成29年3月策定)におけるポイントを削除(P15)